平成２６年（フ）第３５２号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―208号
債務者　藤田久美子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市川東町２番23―202号
債務者　森　　珠紀
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
広島県廿日市市宮内1045番地７
債務者　清水　賢司
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市松崎柳沢216―５　医療法人移川哲仁会三峰病院、住民票上の住所宮城県気仙沼市要害80番地２
債務者　水上　　勝
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１３２号
金沢市専光寺町ハ27番地１、従前の住所愛知県小牧市大字林813番地１
債務者　福士　潤子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
石川県白山市坂尻町へ35番地49
債務者　浦木　昌利
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
石川県能美市粟生町中82番地
債務者　入井　　徹
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３７号
石川県小松市御宮町123番地　サンハイツ山崎202号
債務者　金子　信次
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８２号
長野県松本市新村964、住民票上の住所長野県松本市筑摩１丁目５番９号　コーポさかえ107
債務者　百瀬レジー（旧姓目取眞）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１８７号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目２―６萬力利之方、住民票上の住所兵庫県尼崎市南清水13番６号
債務者　安永　富子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目121番地の４ボンシックコロニー２番館302号、前住所大阪府八尾市大竹７丁目214番地グリーンヒル拍翠311号
債務者　八谷　淳一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目６番12―405号、前住所兵庫県尼崎市常松２丁目14番51号
債務者　奥長　尚之
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８１号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目５番10号、旧住所鳥取県鳥取市岩倉452番地14　モーラス岩倉西２
債務者　井上　素子（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
山口県下関市椋野上町10番８号　ガーデンテラス椋野Ａ102号
債務者　入江　信之
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
徳島県徳島市幟町３丁目９番地の５　コーポ島本
債務者　森岡　浩三
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９５号
北九州市小倉北区須賀町１番15―503号
債務者　箸尾　淳子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部